平成２１年（フ）第６０５号
千葉県柏市新富町２丁目10番９号
破産者　小松　良伸
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３８号
山梨県富士吉田市竜ケ丘２丁目４番33号
破産者　有限会社ティスランスギヤマ
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３９号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目33番地の１　宇田川ハイツ弐番館202号
破産者　杉山　光生
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４３号
千葉県流山市南流山７丁目33番地の２テラスサンリバーＡ－２
破産者　宍戸　大和
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８９号
千葉県柏市豊住３丁目１番14―210号
破産者　奈良　宏美
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９０号
千葉県柏市酒井根５丁目１番31号
破産者　有限会社アップル・エヌエスビイ
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５９７号
東京都江戸川区松江５丁目１番３号　第２松田ビル４階
破産者　株式会社ＯＫＳ
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５９８号
神奈川県横浜市中区山下町31－４－903、開始決定時の住所東京都江戸川区松江５丁目１―20―105
破産者　大越　雄一
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８１９号
埼玉県さいたま市南区辻５丁目９番６号
破産者　有限会社さくらトーヨー住器
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８２０号
埼玉県さいたま市緑区宮本２丁目20―17、開始決定時の住所埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目71－１―110
破産者　石川　　篤
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３７７号
新潟県新潟市中央区南笹口１丁目９番８号
破産者　株式会社サンコウハウス
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３７８号
新潟県新潟市中央区稲荷町3585―７
破産者　細野　蓮子
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１６０号
東京都世田谷区瀬田２丁目27番６号
破産者　イ・デアルホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６１号
東京都新宿区西新宿５丁目６番２号
破産者　有限会社カインドコミュニケーション
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４７５号
東京都練馬区西大泉２丁目２番24号
破産者　タチバナ恒産株式会社
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９８０号
山形県山形市小立３丁目９―15―１
破産者　小林　秀樹
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９８１号
山形県山形市小立３丁目９―15―１
破産者　小林　澄江
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０４３号
東京都大田区下丸子４丁目21―16―2606
破産者　金井　和子
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３８５号
東京都立川市栄町５丁目11番地１
破産者　株式会社ハイパーライト
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３８６号
東京都東大和市蔵敷１丁目443―３―106
破産者　石丸　秀行
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３５号
東京都大田区東嶺町43―14、開始決定時の住所東京都大田区西嶺町18―５
破産者　小枝　　實
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５２８号
東京都三鷹市井口３―13―15―202　圓子文恵方、住民票上の住所栃木県宇都宮市高砂町25―３
破産者　圓子新一郎
1　決定年月日　平成22年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部